

# 株式会社神戸製鋼所「神鋼真岡発電所建設計画 環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成28年2月29日  
経済産業省

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所「神鋼真岡発電所建設計画環境影響評価準備書」について、株式会社神戸製鋼所に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は、別紙のとおり。

## (参考) 当該地点の概要

### 1. 計画概要

場 所：栃木県真岡市  
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）  
出 力：124.8万キロワット

### 2. これまでの環境影響評価に係る手続

#### <環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成25年 3月25日
意見の概要等受理	平成25年 5月30日
栃木知事意見受理	平成25年 8月 1日
経済産業大臣勧告発出	平成25年 8月16日

#### <環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成27年 9月28日
意見の概要等受理	平成27年11月20日
栃木県知事意見受理	平成28年 2月 8日
環境大臣意見受理	平成28年 2月17日
経済産業大臣勧告発出	平成28年 2月29日

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦  
電話：03-3501-1742（直通）

## 1. 総論

本事業の工事の実施及び施設の供用に当たっては、温室効果ガスの排出削減対策を始め、排ガス処理設備の適切な運転管理及び騒音・振動の発生源対策等による大気環境の保全対策、排水の適正な処理及び管理による水環境の保全対策等の環境保全措置について適切に講ずること。また、環境監視の結果について公表に努めること。

## 2. 各論

### (1) 温室効果ガス

- ① 本事業の発電技術については、局長級取りまとめの「B A Tの参考表【平成26年4月時点】」に掲載されている「(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」を超える高効率の発電設備を導入することとしているところ、既存の経年火力発電設備と比べ二酸化炭素排出原単位が小さい本発電設備の熱効率の適切な維持管理を通じて、着実に二酸化炭素排出量を削減すること。
- ② 小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、梓組の参加事業者が電力を供給し、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- ③ 本発電所は2050年においても稼働していることが想定されることから、第四次「環境基本計画」(平成24年4月27日閣議決定)に位置付けられた「2050年までに80%の温室効果ガス排出削減」を目指すとの国の長期目標との整合性を確保するため、国の二酸化炭素回収・貯留(Carbon Dioxide Capture and Storage; CCS)等に関する検討結果や、二酸化炭素分離回収設備の実用化をはじめとした技術開発状況も踏まえ、今後の二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行うこと。
- ④ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。

### (2) 騒音及び振動

対象事業実施区域と最寄りの住宅までの距離が非常に近く、当該地点の建設機械の稼働に伴う騒音及び振動の予測値が、環境基準値及び感覚閾値を超過すると推計されることから、工事期間中の環境監視を実施するとともに、本事業の影響により配慮を要する場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) その他

- ① 本事業により経年火力発電設備の稼働が減少されれば、環境保全上の優位性をもたらすことが期待されることから、関係者と協力し、最新鋭の都市ガス火力発電設備の導入及び稼働による二酸化炭素排出削減に向けて着実に取り組むこと。
- ② 空気冷却方式の復水器からの温風（温排気）による発電所周辺への影響について、温風の拡散状況の確認及び知見収集のため、発電所周辺において地上気温調査を実施するなど知見の集積に努めること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。